

所 管 事 項 調 査

目 次

- 1 分掌事務及び事務の現況等について・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2～ 6
- 2 長崎広域連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画の素案について・・・・・・ P 7～11

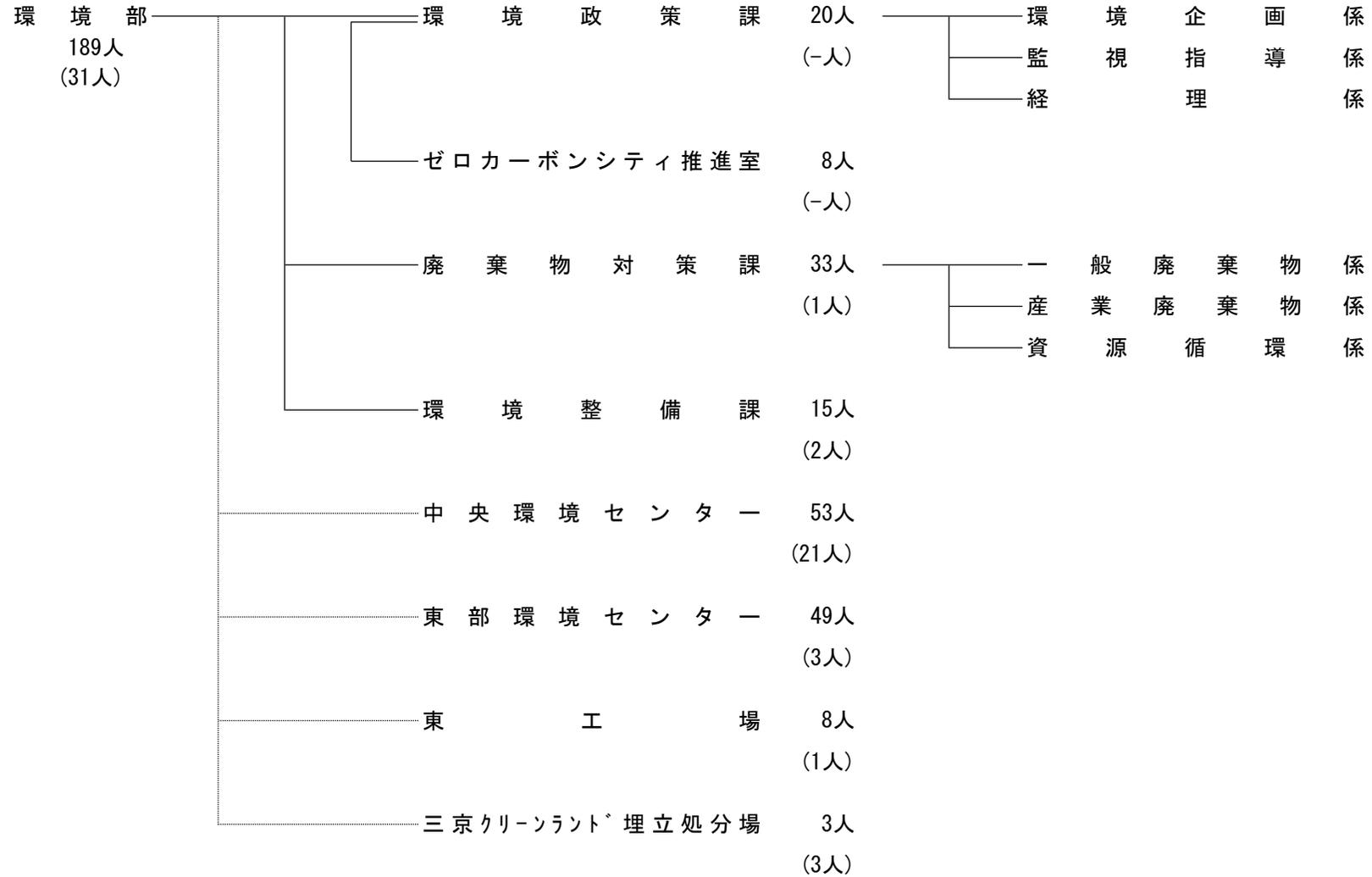
【別冊】長崎広域連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画（素案）

環 境 部
令和5年6月

1 分掌事務及び事務の現況等について

(1) 機構表

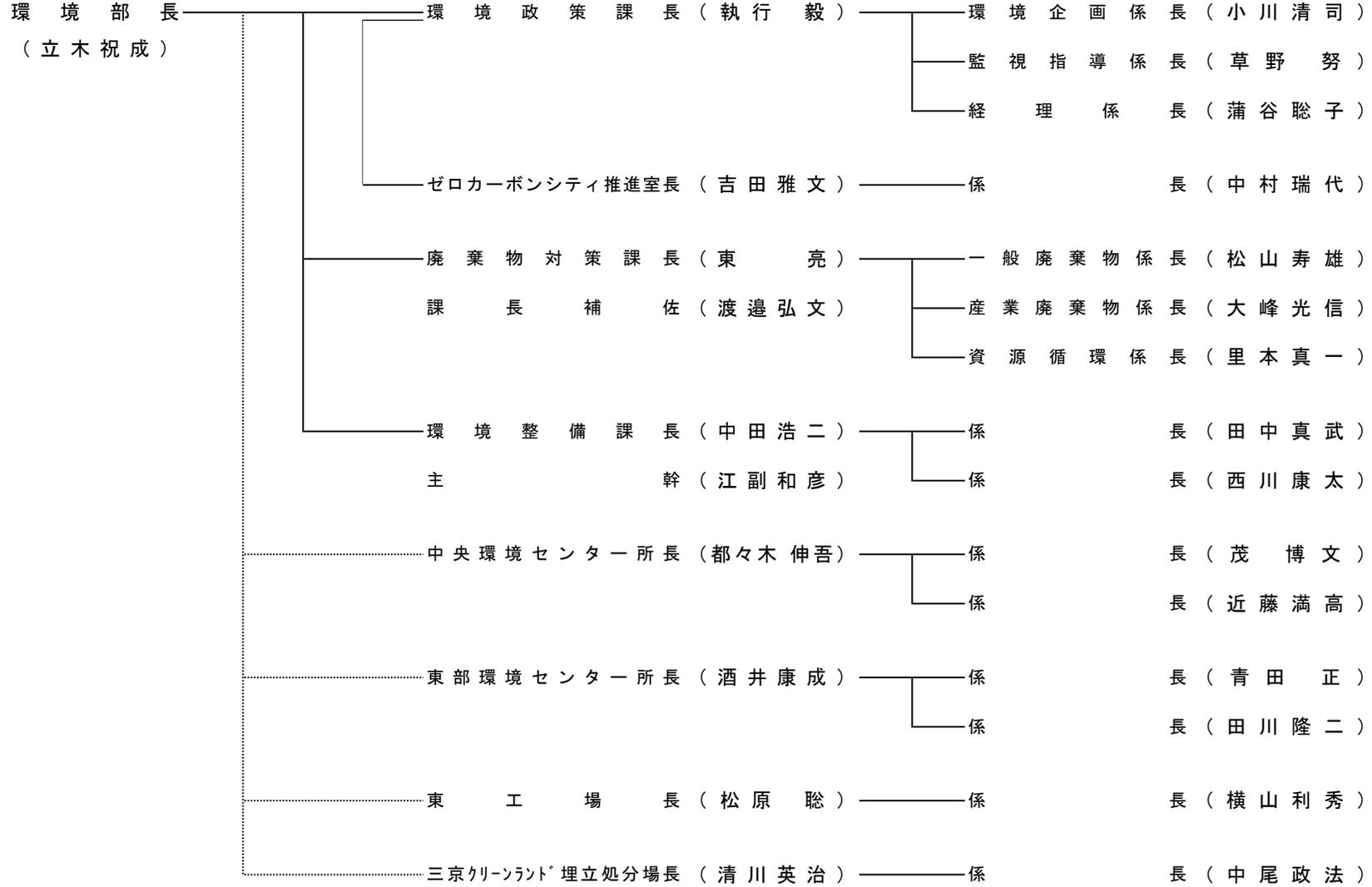
(令和5年6月1日現在)



※職員数・・・上段は正規職員、下段括弧書きは再任用職員

(2) 補職者一覧

(令和5年6月1日現在)



(3) 職員数(現員数)

(令和5年6月1日現在)

(単位:人)

所属名等		職種名等	事務職	技術職	清掃指導員	整備管理者	運転士	車両整備士	環境整備士	施設整備士	小計	再任用職員	合計
環境政策課	部長		1								20	-	20
	課長		1										
	環境企画係		4										
	監視指導係		3	6									
	経理係		5										
ゼロカーボン推進	ゼ推		4	4							8	-	8
廃棄物対策課	課長		1								33	1	34
	課長補佐		1										
	一般廃棄物係		7										
	産業廃棄物係		4	3	10								
	資源循環係		7										
環境整備課	課長			1							15	2	17
	主幹		1										
	課員		2	10					1				
中央環境センター			3		8		10	1	31		53	21	74
東部環境センター			3		6	1	10		29		49	3	52
東工場			1	7							8	1	9
三京クリーンランド埋立処分場			1	1						1	3	3	6
合計			49	32	24	1	20	1	60	2	189	31	220

(4) 事務分掌

ア 本庁機関

所属名	内 容
環 境 政 策 課	<ol style="list-style-type: none">1 部の統括に関する事。2 部の所管に係る国庫支出金等に関する事。3 部の所管に係る予算の経理に関する事。4 環境行政に係る総合調整に関する事。5 一般廃棄物処理手数料の徴収に関する事。6 部の所管に係る労働安全衛生業務の管理に関する事。7 環境基本計画に関する事。8 地球環境の保全に関する事。9 環境教育、環境学習等に関する事。10 環境影響事前評価に関する事。11 環境の保全に係る相談に関する事。12 環境の汚染に関する監視、測定(保健環境試験所の所管に係るものを除く。)に関する事。13 環境の保全のための規制、指導(保健環境試験所の所管に係るものを除く。)に関する事。14 自然環境の保全と共生に関する事。15 愛玩飼養のための鳥獣捕獲許可及び飼養登録に関する事。16 浄化槽に関する事。17 化製場、畜舎等に関する事。18 ねずみ族及び衛生害虫の駆除等の相談に関する事。19 環境センター、東工場及び三京クリーンランド埋立処分場との連絡調整に関する事。20 清掃審議会及び環境審議会に関する事。21 一般財団法人クリーンながさき及び株式会社ながさきサステナエナジーとの連絡調整に関する事。22 ゼロカーボンシティ推進室に係る庶務、予算の経理及び連絡調整に関する事。23 部内事務の連絡調整に関する事。
ゼ ロ カ ー ボ ン シ テ ィ 推 進 室	<ol style="list-style-type: none">1 ゼロカーボンシティの推進に関する事。2 地球温暖化対策実行計画に関する事。3 エネルギー政策の総括に関する事。4 環境マネジメントシステムの市民及び事業者への啓発及び普及に関する事。5 長崎市役所の環境マネジメントシステムの推進に関する事。6 地球温暖化対策実行計画協議会に関する事。

<p>廃棄物対策課</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 清掃思想の普及及び啓発に関すること。 2 リサイクル思想の普及及び啓発に関すること。 3 ごみの減量化及び資源化に関すること。 4 一般廃棄物処理業の許可及び処理施設の設置許可に関すること。 5 産業廃棄物処理業の許可及び処理施設の設置許可に関すること。 6 一般廃棄物の処理の委託に関すること。 7 一般廃棄物処理業者、産業廃棄物排出事業者及び産業廃棄物処理業者の指導監督に関すること。 8 一般廃棄物の分別排出指導に関すること。 9 廃棄物の適正処理に関すること。 10 街を美しくする運動に関すること。 11 ポイ捨ての禁止等の環境の美化に関すること。 12 屋外の公共の場所における喫煙の制限に関すること。 13 廃棄物、地域清掃に関する相談に関すること。 14 廃棄物処理施設専門委員会に関すること。
<p>環境整備課</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 一般廃棄物処理施設の管理及び周辺環境整備の総括に関すること。 2 一般廃棄物処理施設の建設計画及び整備計画に関すること。 3 一般廃棄物処理計画の策定に関すること。 4 ごみ処理の広域化に関すること。 5 三京クリーンランド埋立処分場の工事の設計及び施行管理に関すること。 6 し尿の処理に関すること。 7 し尿処理施設の維持管理に関すること。 8 ごみの処分（東工場及び三京クリーンランド埋立処分場の所管に係るものを除く。）に関すること。 9 ごみ処分施設（東工場及び三京クリーンランド埋立処分場を除く。）の維持管理に関すること。

イ 出先機関

<p>所属名</p>	<p>内 容</p>
<p>中央環境センター</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 市域の中央部、西部及び北西部におけるごみ（粗大ごみを除く。）の収集及び運搬に関すること。
<p>東部環境センター</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 市域の東部におけるごみ（粗大ごみを除く。）の収集及び運搬に関すること。
<p>東工場</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 ごみの処分に関すること。 2 施設の維持管理に関すること。
<p>三京クリーンランド埋立処分場</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 ごみの処分に関すること。 2 三京リサイクルプラザに関すること。 3 施設の維持管理に関すること。

2 長崎広域連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画の素案について

(1) 計画の概要

長崎広域連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画は、長崎市、長与町、時津町において「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10(1998)年法律第 117 号）（以下、「温対法」という。）」第 21 条の規定に基づく地方公共団体実行計画及び「気候変動適応法（平成 30(2018)年法律第 50 号）」第 12 条の規定に基づく地域気候変動適応計画を共同で策定するもの。

(2) 計画策定の趣旨

平成 28(2016)年の温対法の改正により、複数の地方公共団体による地方公共団体実行計画の共同策定が可能であることが明記され、他の地方公共団体との広域的な協調・連携を通じて、地球温暖化対策に資する施策等について、共同での検討や実施を推進することにより、取組みの更なる高度化・効率化・多様化を図ることが期待されている。

長崎広域連携中枢都市圏（長崎市、長与町、時津町）においても、令和 3(2021)年 3 月に、令和 32(2050)年二酸化炭素排出実質ゼロのまちである「ゼロカーボンシティ」を同時に宣言したことから、地球温暖化対策実行計画を共同で策定し、施策の相互補完や波及効果、相乗効果等による更なる温室効果ガス排出量の削減を図ることで、圏域全体で「ゼロカーボンシティ」を実現するため、令和 5(2023)年 9 月を目途に策定するもの。

【共同策定による効果】

1 相互補完

各市町の弱みとなる部分（再生可能エネルギーのポテンシャルが少ない、地球温暖化対策に関する興味・関心が低いなど）を補い合うことにより、圏域全体でまんべんなく地球温暖化対策の取組みを講じることが可能となる。



2 波及効果

地球温暖化対策実行計画を共同策定し、地球温暖化対策に関する取組み（ノウハウなど）が圏域に広がることで、圏域全体で地球温暖化対策への認知度や興味関心が高まり、取組みの幅が広がる。



3 相乗効果

圏域で連携して取り組むことにより、各自治体が単独で実施するよりも更に効果が高い取組み（圏域間でのエネルギーの地域内循環など）効果を得ることが可能となる。



(3) 計画の期間

計画の期間は、令和 5(2023)年度から令和 12(2030)年度までの 8 年間。

(4) 計画素案の主な内容

ア 目指す姿と実施方針

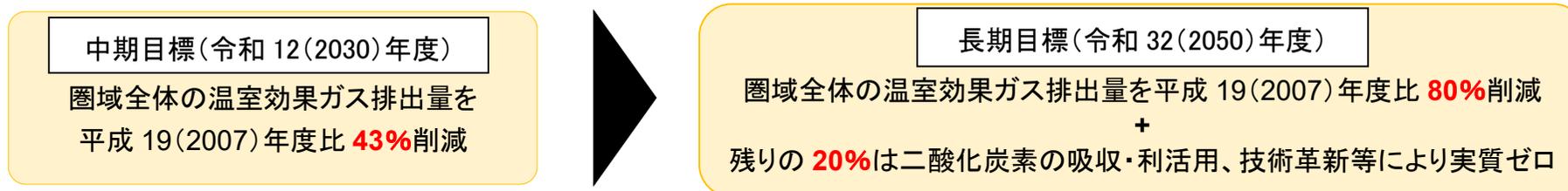
一市二町で計画を推進するにあたり、目指す姿と実施方針を新たに掲げる。

(ア) 目指す姿…「地域の資源を最大限活用した持続可能で脱炭素な長崎広域連携中枢都市圏の実現」

(イ) 実施方針…「各主体が自分事として捉え、互いに協力し、圏域の環境と経済の好循環につなげる」

イ 中・長期目標の設定

本計画では、長崎広域連携中枢都市圏が目指す温室効果ガス排出削減量の中期目標(令和 12(2030)年度)及び長期目標(令和 32(2050)年度)について、以下のとおり定める。



ウ 再生可能エネルギー導入目標(中核市のみ)

温対法において、中核市は再生可能エネルギー利用促進等に関する事項に加え、施策の実施に関する目標を設定することが定められたことから、長崎広域連携中枢都市圏を構成する市町のうち、中核市である長崎市は市域における再生可能エネルギーの導入目標を新たに設定する。令和 4(2022)年度に実施した長崎市全体の再生可能エネルギー導入ポテンシャル調査の結果を踏まえ、一定のポテンシャルがあることが確認された、「太陽光」、「陸上風力」、「木質バイオマス」について導入目標を設定する。

	2020年(現状)	2030年(目標)
再エネ導入量(新規+既存)[MWh]	211,808	327,328
使用電力量[MWh]	2,427,233	1,611,967
再エネ比率[%]	8.7%	20.3%

表 長崎市内の使用電力量に対する再エネ比率

エ 連携する取組み

一市二町で連携した取組みを講じることにより、取組みの強化・加速化につながり、圏域全体の温室効果ガス削減効果の向上が期待されることから、具体的取組みについて検討・推進を行っていく。

1 公用車へのEV・PHEVの導入、自動車使用方法の見直し	2 (株)ながさきサステナエナジーとの連携
3 環境教育・行動変容の水平展開	4 体験型イベントの参加による気運醸成

オ 体系図

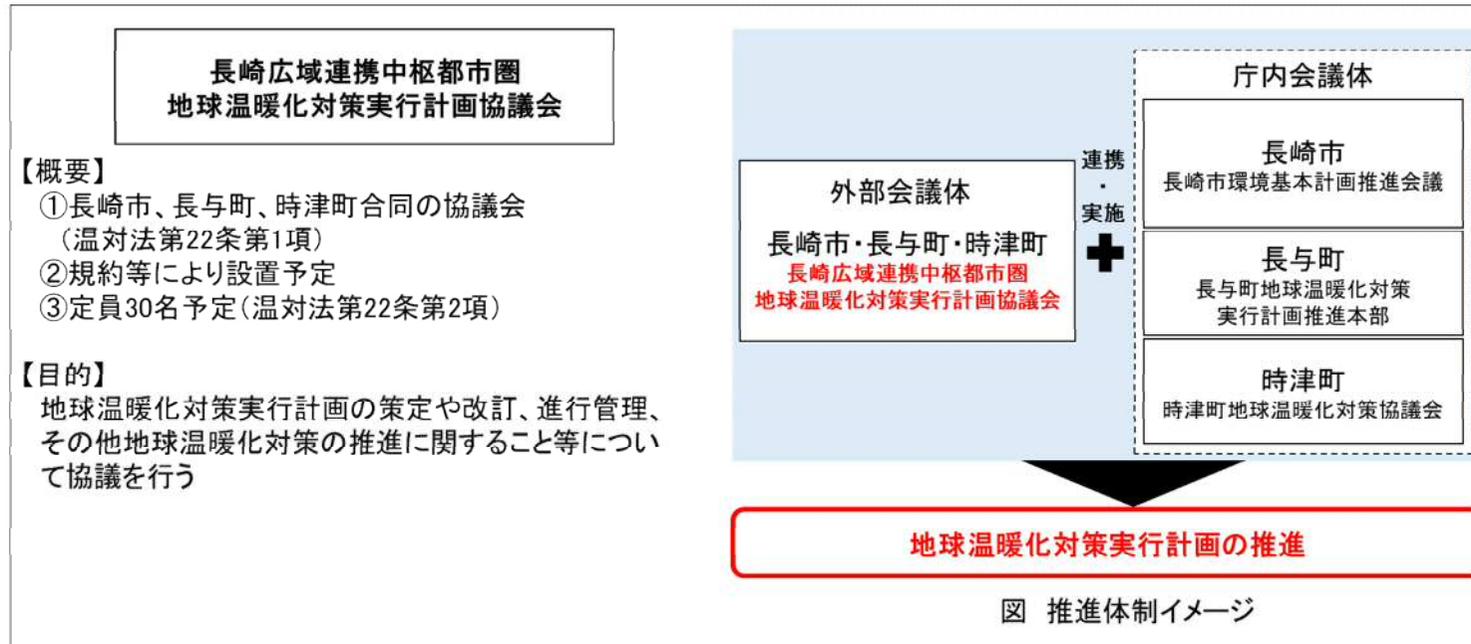
本計画における、2030年までの温室効果ガス中期削減戦略体系図及び気候変動に対する適応策の概要は、以下のとおり。



図 削減戦略及び適応策の体系図

(5) 推進体制

新たに一市二町の協議会である「長崎広域連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画協議会」を規約等で設置する。



(6) 計画策定の経緯(令和5年6月時点)

年月日	会議等	主な内容
令和4年8月25日	令和4年度 長崎市環境基本計画推進会議(第1回)	計画の見直しについて
令和4年12月27日	令和4年度 長崎市環境基本計画推進会議(第2回)	計画の骨子案について
令和5年1月24日	令和4年度 長崎市地球温暖化対策実行計画協議会(第1回)	計画の骨子案について
令和5年4月17日	令和5年度 長崎市環境基本計画推進会議(第1回)	計画の素案について
令和5年6月15日	令和5年度 長崎市地球温暖化対策実行計画協議会(第1回)	計画の素案について
令和5年6月26日 ～令和5年7月25日	パブリック・コメント	計画の素案について

【参考(関係法令条文抜粋)】

地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10(1998)年10月9日施行)

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画(以下「地方公共団体実行計画」という。)を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3 都道府県及び指定都市等(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市をいう。以下同じ。)は、地方公共団体実行計画において、前項各号に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。

- 一 太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、その区域の自然的社会的条件に適したものの利用の促進に関する事項
- 二 その利用に伴って排出される温室効果ガスの量がより少ない製品及び役務の利用その他のその区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の量の削減等に関して行う活動の促進に関する事項
- 三 都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の量の削減等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項
- 四 その区域内における廃棄物等(循環型社会形成推進基本法(平成十二年法律第百十号)第二条第二項に規定する廃棄物等をいう。)の発生の抑制の促進その他の循環型社会(同条第一項に規定する循環型社会をいう。)の形成に関する事項
- 五 前各号に規定する施策の実施に関する目標

気候変動適応法(平成30(2018)年12月1日施行)

第十二条 都道府県及び市町村は、その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策の推進を図るため、単独で又は共同して、気候変動適応計画を勘案し、地域気候変動適応計画(その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する計画をいう。)を策定するよう努めるものとする。